

あま市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況

1 第3次地域福祉計画

第3章 第3次計画の内容 ③権利擁護支援の充実

指標	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
	目標	目標	目標	目標	目標
審判申立て 件数	5件	5件	6件	6件	7件
法人後見 受任件数	3件	5件	7件	9件	10件

審判申立て件数

後見類型4件 保佐類型2件 合計6件（全件市長申立て）

法人後見受任件数

別紙資料2のとおり

2 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画

第4章 計画の施策と事業

(1) 権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

①市民向けの広報・啓発活動

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
広報活動	市公式ウェブサイトや広報あま、リーフレット、SNS（LINE、Instagram等）などの多様な手段を活用し、成年後見制度や権利擁護センターを周知します。	下記講演会と権利擁護センターについて、市公式ウェブサイト等も活用しながら周知した。
啓発活動	成年後見制度を中心とした権利擁護に関する講演会などを開催します。	令和6年11月16日に講演会を開催した。

②関係者向けの広報・啓発活動

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
広報活動	市公式ウェブサイトや広報あま、リーフレット、SNS（LINE、Instagram等）などの多様な手段を活用し、成年後見制度や権利擁護センターを周知します。	講演会の周知は関係者向けに市公式ウェブサイト等を活用しながら行った。

啓発活動	成年後見制度を中心とした権利擁護に関する講演会などを市民向けの活動とあわせて開催します。	令和6年11月に講演会を開催した。
	支援者や関係者（福祉支援者や医療機関、金融機関等）向けの研修会を開催します。	介護サービス事業者向けに権利擁護センターと成年後見制度についての研修会を開催した。

(2) 権利擁護に係る相談支援体制の充実

①相談窓口の周知

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
周知活動	中核機関の司令塔として、権利擁護センターが十分に機能し、センターの存在が浸透するよう、リーフレットやポスターを作成し、公共施設や関係機関に配布・掲示します。	センターリーフレットを作成し、市管理施設や社会福祉協議会、病院等に配布・掲示した。

②他事業との連携・協働

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
他事業の相談窓口との連携・協働	権利擁護センターを生活困窮者自立支援窓口や子ども・若者相談窓口と一体的に設置します。 日頃の事業間の連携により、支援を必要とする方がつながりやすい体制を整えます。	生活困窮者自立支援窓口や子ども・若者相談窓口と一体的に設置し、必要に応じて面談同席等を行った。
社協との連携・協働	中核機関は機能分散型で設置し、あま市社協も相談機能の一部を担っています。 社協には、法人後見、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所など、複数の相談支援機能があるため、中核機関の一員として権利擁護センターとの相互の連携・協働を強固にします。	日常生活自立支援事業から繋がるケースや受任調整で法人後見へ繋ぐケースもあり、密接に連携をとっている。

③権利擁護ケース検討会議の開催

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
成年後見制度の利用の適否を含む支援方針の検討	成年後見制度は司法制度であるため、権利擁護センターのみで支援方針を判断・決定するのではなく、弁護士や司法書士といった司法関係者、医療・福祉の専門職の意見を聞きながら、相談支援を展開し、支援方針を決定します。	権利擁護ケース検討会議を2か月に1回開催し、制度利用の要否や申立人、受任候補者について検討し、支援方針を決定した。 受任調整は計8件行った。
成年後見人等候補者の受任調整	より専門的に判断できるよう、権利擁護ケース検討会議を2か月に1回開催し、制度利用の適否に加え、本人が抱える課題から、誰が成年後見人等になることがふさわしいか、成年後見人等候補者の受任調整を行います。	

④審判申立て支援の充実

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
審判申立て手続きのサポート	成年後見制度の審判申立ては、個々のケースに応じて必要書類が異なることがあります。 本人や親族が審判申立てしやすくなるよう、権利擁護センターにおいて手続きのサポートや受任調整を行い、支援を展開します。	親族が負担なく申立てを進められるように説明を行った。親族申立ては2件支援中である。
家庭裁判所との連携	審判申立てに当たっては、本人の状態や課題を整理し、家庭裁判所と本人像を共有することでスムーズに手続きを進められるよう、日頃から家庭裁判所と顔の見える関係をつくり、密に連携します。	

⑤成年後見人等支援の充実

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
成年後見人等へのバックアップ	審判申立てした後、後見等開始の審判が確定したら、成年後見人等が法定代理人として後見活動を開始します。 本人の課題を順次解決できるよう、権利擁護センターにて成年後見人等からの相談も受け、ともに課題解決に向けて取り組みます。 また、後見活動報告などの書類作成も支援するとともに、不正防止につなげます。	成年後見人等に引継ぎ後も連絡をとり、行政手続きの案内などを行うことで、後見人も気軽に相談できるようにしている。
権利擁護チーム支援会議の形成・開催	本人や成年後見人等を中心としたチームを形成し、チーム支援を展開して、成年後見人等が就いたあともスムーズに支援を継続できるよう調整します。	権利擁護支援チームを形成し、後見人等選任後に会議を開催することで支援者間の共通認識をもって支援を進めている。

⑥成年後見制度利用支援事業の見直しの検討

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
審判申立て費用の助成	審判申立てを行いやすくなるよう、審判申立て費用を助成します。 また、助成要件の見直しについても、国等の動向や相談状況などを鑑みて、適宜見直しを検討します。	経済的な理由で制度利用をためらうことなく利用できるように、助成要件の見直しや該当性判定のためのマニュアルを作成し、市と社協の関係部署で構成する連絡会で検討を行っている。
成年後見人等への報酬助成	本人が成年後見制度の利用を継続できるよう、成年後見人等に対する報酬を助成します。 また、助成要件の見直しについても、国等の動向や相談状況などを鑑みて、適宜見直しを検討します。	

(3) 権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

①協議会の開催

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
権利擁護センターの運営や相談支援体制の見直し検討	司法や福祉の専門職で構成する成年後見制度利用促進協議会を開催し、センターの運営状況を報告するとともに、必要に応じて相談支援体制の見直しを検討します。	協議会を年に2回開催し、相談実績や取り組みの報告を行っている。
成年後見制度利用促進基本計画の策定及び進捗管理	計画の進捗管理を行い、必要に応じて見直しするほか、次期計画の策定などの審議機関として、計画の策定や推進を担います。	協議会で進捗状況を報告し、取り組みの内容の確認を行っている。
地域連携ネットワークの構築	成年後見支援から権利擁護の地域連携ネットワークを構築し、地域情勢を鑑みながら必要に応じてネットワークを強化します。	各会議に積極的に出席することで関係機関との連携体制を構築し、地域連携ネットワークの強化に努めている。

②専門職団体との連携体制の整備

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
愛知県弁護士会との連携	受任調整後、円滑に成年後見人等候補者が推薦されるよう、事前に愛知県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート愛知支部、愛知県社会福祉士会と事業の趣旨や目的を共有し、連携体制を整備します。	ふさわしい後見人等候補者が推薦してもらえるように、三士会へケースごとに連絡をした上で推薦依頼を行ったり、弁護士会とは覚書を締結したり連携体制を整えている。
成年後見センター・リーガルサポート愛知支部との連携		
愛知県社会福祉士会との連携		
他の士業団体との連携	上記3団体以外に、本人の抱える諸課題に対して柔軟に対応できる体制をつくれるよう、さまざまな専門職団体との連携体制を構築します。	社会保険労務士会との連携体制が構築できるように検討している。

③法人後見の担い手の確保・育成

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
法人後見の受任件数の増加	法人が成年後見人等として受任する件数を増やします。 本市では、社協が中核機関の一員として法人後見業務を実施しています。法人は地域に根ざした支援の展開や関わりを持てる利点があり、福祉的支援の必要性が大きいケースなどを受任できるよう取り組みます。	資料2のとおり。
法人後見の担い手の確保・育成	法人後見は福祉的支援の比重が大きいケースなどを受任する方針としています。 本人の状況に応じて、細部にわたって支援できる体制が整うよう、担い手を確保するため、法人後見支援員を育成していきます。	資料2のとおり。

④市民後見人の養成

主な取り組み	取り組み内容	令和6年度進捗
海部圏域における会議体の設置	専門職や法人以外で成年後見支援の担い手を確保できるよう、市民後見人の養成に取り組みます。 市民後見人の養成は、スケールメリットから広域で実施できるよう、海部圏域で会議体を設置し、合意形成を図ります。	海部圏域で市民後見人の養成に関する会議体を設置し、過去に5回、今年度1回打合せを行った。
市民後見人の養成事業の企画立案	海部圏域の会議体において、市民後見人の養成に向けた事業計画を作成し、実施に向けて取り組みます。	アドバイザー派遣事業等も活用しながら実施に向けて動いている。